

「茅ヶ崎市地域防災計画（修正素案）」の パブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 令和元年10月31日（木）～ 令和元年11月29日（金）

2 意見の件数 29件

3 意見提出者数 4人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	1人	3人	0人

5 内容別の意見件数

	項目	件数
1	各計画に共通する意見	10件
2	地震災害対策計画に関する意見	2件
3	風水害対策計画に関する意見	9件
4	パブリックコメントに関する意見	4件
5	その他の意見	4件
	合計	29件

= 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市 市民安全部 防災対策課 政策担当
0467-82-1111（内線1465）
e-mail:bousai@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■各計画に共通する意見（10件）

(意見1)

大綱は詳細すぎる位で異論はないが市役所職員、自治会役員にも緊急時の具体的な行動迄日頃からブレイクダウンをして欲しい

(市の考え方)

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき策定しています。この計画は、茅ヶ崎市防災会議が策定する計画であり、市、防災関係機関、ライフライン事業者等が、災害の予防から応急対策、復旧・復興までに取り組むべき事項を定めた計画となっています。

本計画に基づき、市職員に対しましては、災害対応能力の向上を図るため、地域で想定される災害や災害発生時の行政の役割、求められる行動等について、毎年、研修や訓練を実施しています。

また、災害対策地区防災拠点（避難所）に配備する職員に対しましては、災害対策地区防災拠点の役割や避難所の開設・運営、避難等についての研修を実施するとともに、災害対策地区防災拠点打合会や各種訓練に参加することで、災害対応能力の向上に努めています。

自主防災組織に対しましては、自主防災組織が災害時に迅速かつ効果的に地域内での災害応急対策活動に取り組めるよう、市では「自主防災組織活動の手引」を作成し、この手引をもとに、自主防災組織の災害時及び平常時の活動内容について周知・啓発を図るとともに、各自主防災組織における活動マニュアルの作成を支援しております。

(意見2)

インフラ防衛の事前対策を東京電力、ガス会社、水道局などに強く要請すること一方樹木、道路等個有財産迄も事前に踏みこめる条例を作ること

(市の考え方)

東京電力パワーグリッド株式会社や東京ガス株式会社、茅ヶ崎水道営業所等のライフライン事業者は、災害対策基本法に基づき、防災業務計画の作成やその実施、国、都道府県、市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、協力する責務を有しています。

また、これらの機関は災害の予防に関して、災害対応に必要な組織の整備、施設及び設備の整備及び点検等を行い、災害の発生又は拡大を未然に防止する責務も有しています。なお、こうした責務につきましては、法律の定めるところですが、より明確にするため昨年度の計画修正の際に、追加しております。

災害対策基本法に基づき、各機関においては自発的に事前対策が行われておりますが、

市といたしましては、引き続き各機関と連携し、防災対策の推進に努めてまいります。

(意見3)

近年の地震災害・台風・洪水等による災害等を踏まえるだけでなく身近な関東大震災や今年10月(台風15号・19号)等々の災害等も踏まえて「・・・地域防災計画」を立てて欲しいです(修正して)

(意見4)

P1(3)風水害対策計画の主な修正

ア「平成30年7月豪雨を踏えた」とありますが出来る限り「令和豪雨台風」そして「令和の判決」等を踏えて計画して下さい

※でなくても事例として各項目の点検できれば停電断水等も含み検討を願いたい

(市の考え方)

今回の計画の修正素案につきましては、平成30年7月豪雨等や、令和元年5月の国の防災基本計画の修正等を踏まえ、作成したものとなっております。

市では、令和元年台風第19号の際には、本計画に基づき災害対策本部を立ち上げ、災害対応にあたりました。市では、現在、本台風への災害応急対策活動について検証しており、また国においても検証作業が進められておりますので、市及び国の検証結果を踏まえ、来年度の計画修正に反映させてまいります。

(意見5)

P2「(新)」イ・・・防災思想の啓蒙(無知の人に教えるとか)?(意味は馬鹿に教えるとか)?とありますが意味の説明は省略しますが、差別用語(啓蒙)が使われていないでしょうか。それとも何か意味があるのですか?まだ(旧)ア・・・普及とかそれとも啓発に訂正する必要はないのかと思う。P3第2節には・・・普及啓発とある。

上記を含み一言一句更に検討し修正を望む

(市の考え方)

ご意見を踏まえ、神奈川県地域防災計画との整合を図り、次のとおり修正します。

◆修正部分の対照表

資料1 茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画 新旧対照表(2ページ)

資料2 茅ヶ崎市地域防災計画 風水害対策計画 新旧対照表(2ページ)

修正後	修正前
第1章 災害対策の計画的な推進	第1章 災害対策の計画的な推進

<p>第5節 計画の推進主体とその役割 (略)</p> <p>第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関 (略)</p> <p>(2) 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署） (略)</p> <p>イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓蒙</p>	<p>第5節 計画の推進主体とその役割 (略)</p> <p>第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関 (略)</p> <p>(2) 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署） (略)</p> <p>イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓蒙</p>
---	---

(意見6)

素案（計画）の項目別に事例を入れて書けば良いと思うが

(市の考え方)

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として作成しています。

茅ヶ崎市地域防災計画は、「地震災害対策計画」、「風水害対策計画」、「特殊災害対策計画」で構成されており、地域で想定される災害に対し各防災関係機関が何をすべきかについてまとめたものです。

計画修正の背景には、日本各地で発生した具体的かつ多様な災害事例がございますが、計画書の趣旨を踏まえ各項目に事例を記載することは考えておりません。

(意見7)

避難場所の市外の人への受け入れや住所のない人の対応は？

(市の考え方)

避難所では、市内にお住まいの方のほか、発災時に市内に滞在されていた方や近隣市町にお住まいの方など、避難が必要な方はどなたでも受け入れます。実際に令和元年台風第19号の際にも、近隣市町にお住まいの方を、市内の避難所で受け入れています。

(意見8)

p2 社会全体としての防災意識の向上

- 1 「自から命は自からが守る」について 東北の津波震災では、助けに行った人が共倒れした人がいたことからその後「てんでんこ」と言って「それぞれで逃げよう」「自から命は自からが守る」と言うことが言われるようになったのではと思う。東

北でずいぶんの人が助けたり助けたりしていたと聞く。余由があれば安全であれば共助の精神も必要と思う。「てんでんこ」には共助の精神が含まれている。なので共助のことはどのように含まれているのでしょうか。

(市の考え方)

昨年度の計画修正で、第2章「災害に強い組織・人づくり」の第1節に「『自助』、『共助』、『公助』による減災の推進」という項目を追加しました。

住民一人一人が自発的に行う防災活動（「自助」）や地域住民が協力して行う防災活動（「共助」）の連携により、被害を最小限に抑える「減災」に向けた取組が重要と考えています。

特に「自助」の取組により、災害による負傷者が減ることで、救助しなくてはならない人の数が減る一方、救助活動に協力できる人が増えることになるため、「自助」は最大の「共助」であると考えております。

(意見9)

住宅の被害認定調査の効率化・迅速化

やはり今10月の被災でその認定調査や被災物の置場処理等も問題になっております。当市のその対応は

(市の考え方)

住宅の被害認定調査につきましては、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用方針」等に基づき行い、この調査結果をもとに、り災証明書を被災者に対し交付することになります。り災証明書の迅速な交付は被災者のいち早い生活再建につながるため、市では、平成28年熊本地震や令和元年9月の台風第15号等の被災地に職員を派遣し、被災自治体の住宅の被害認定調査業務を支援し、経験を積むことで、災害応急対策活動の習熟に努めております。

また、災害廃棄物につきましては、適正かつ迅速に処理し、早期の復旧、復興に資することを目的として、災害廃棄物の処理に関する市の基本的な考え方や廃棄物処理の体制などをまとめた、茅ヶ崎市災害廃棄物処理計画の策定に向け、今年度検討を進めています。

(意見10)

被災ボランティア関係の連携のとれた活動ボランティア関係者の受入体制の指摘もあったようです。

(市の考え方)

大規模災害発生時、被災地では災害ボランティアセンターが開設され、被災地内外か

らのボランティアを受け入れ、被災者の支援ニーズをもとに多種多様なボランティア活動が行われております。本市が災害により大きく被災した場合、市では社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会と災害ボランティアセンターを開設することになっています。

近年、被災地では多様な形態のボランティア活動があり、ボランティア団体間での情報共有が課題となっていることから、今回の計画修正により、ボランティア団体間の情報共有会議の開催やボランティアの受入体制、活動環境の整備について追加することとしました。

■地震災害対策計画に関する意見（2件）

（意見11）

海岸地区は津波時高い所がないのが問題、一時避難として野球場スタンドを考えているが夜間が問題、ガラスを割って入れと云われたがそれは現実的でない

（市の考え方）

津波からの避難行動といたしましては、いち早く海からなるべく遠ざかる、なるべく高いところに避難することの2つが考えられます。

市では、主に市南部の3階建て以上のマンション等と協定を締結し「津波一時退避場所」として災害時に避難できる体制を整えており、協定の中で避難者が施設を破損等した場合には、市で現状復旧することとしております。

ご意見いただきました茅ヶ崎公園野球場につきましては、日中のスタンド開放時は上階に避難することが可能ですが、夜間などの施設時は迅速な避難が困難となります。一方、同じ茅ヶ崎公園内に平成31年1月にオープンしたうみかぜテラスは、津波一時退避場所として津波発生時、外階段で屋上に避難することが可能となっています。

津波発生時に円滑に避難するため、平常時より自宅周辺の複数の津波一時退避場所やその避難経路、進入方法等の確認をお願いします。

（意見12）

東海道線南側の有名なクラスターは対策進んでいるのですか？

（市の考え方）

同時多発的な大規模延焼火災への取組といたしましては、出火予防、初期消火、延焼阻止の各フェーズにおける対策が重要であると考えます。

出火予防につきましては、震災時にまずは火を出さない取組として、感震ブレーカーの設置補助制度を創設し、感震ブレーカーの普及を進めています。この補助制度は、平成28年に創設され、平成30年度までに10,174世帯で設置され、今年度も約4,000世帯に設置される予定です。設置地域につきましては、特にJR東海道線以南で設置の拡大が図られています。

初期消火につきましては、市民の初期消火能力向上を目的に移動式ホース格納箱を市内に計502基配備するとともに、地区訓練等で取扱方法の習熟を図っています。

延焼阻止につきましては、発災時の延焼火災の被害を抑制することを目的に、平成29年12月1日に、準防火地域の指定区域の拡大を行いました。拡大された面積は、約330ha（うち東海道線以南は約234ha）で、本市の準防火地域の面積は、市街化区域の約86.8パーセントの約1,924haとなります。準防火地域とは、市街地における火災の危険性を防ぐために定める区域です。区域内の建築物を燃えにくい建築物とすることで、火災の延焼速度を抑え、避難や消火活動の時間を確保し、都市の不燃化と防災性の向上に寄与するものと考えています。

なお、大規模火災からの避難先となる広域避難場所につきましては、それまで8か所だったものを、より近くにより安全な避難場所を確保するため、平成29年度に全市の見直しを行い、21か所に拡大しました。東海道線以南では、汐見台小学校周辺や既存の広域避難場所の県立茅ヶ崎西浜高校に隣接する太陽の郷、西浜中学校などを新たに追加しました。また、平成30年度には、それぞれの場所に広域避難場所であることを視覚的に理解しやすいピクトグラム（災害図記号）を用いた標識を設置するとともに、市内53ヶ所に設置している避難場所の案内板を修正しました。

これらの対策に加え、自主防災組織とのさらなる連携・協力を図りながら、引き続き延焼火災対策を進め、災害に強いまちを目指してまいります。

■風水害対策計画に関する意見（9件）

（意見13）

風水害対策計画の33ページ、早期避難所の設置で早期避難所は大雨や台風の接近が予測される場合等に、自主的に事前の避難を希望される方を対象として、一時的に開設するものとある。

災害の状況により、避難生活が長期化する場合又は長期化するおそれがある場合は、公立小・中学校又は2次避難所へ避難者を誘導しますとあります。

大雨、台風の接近が予想される場合に開設して、避難者が多数となって、河川の氾濫の危険等が生じた場合、避難者を誘導するのは配備職員と思われるが配備職員のみで避難者を避難所、二次避難所の誘導することが出来るのか疑問を感じる。

現在ある9か所の早期避難所のうち、洪水となった場合浸水域内の早期避難所は鶴嶺公民館と萩園ケアセンターであると思われる。

前記2か所の早期避難所は除外するべきと思われます。

避難所においても、浸水域の避難所は使用しないとなっており（萩園地区は萩園中学校でなく円蔵小・中学校となっている）整合性がない。

浸水域の早期避難所及び避難所は市役所分庁舎が適当と思われる。

（市の考え方）

早期避難所につきましては、ご意見にございますとおり、大雨や台風の接近等が予測

される場合等に、自主的に事前の避難を希望される方を対象として一時的に開設することとしております。一方、災害の状況によりあらかじめ多くの避難者が想定される場合や、避難生活が長期化するおそれがある場合には、公立小中学校などを避難所として開設しています。

早期避難所で避難者を受け入れた後に、結果として洪水や土砂災害等が発生し、避難生活が継続するような場合には、指定避難所である近くの公立小中学校に避難者を誘導し、避難を継続することを想定しており、この避難所の移動は、大雨等の最中ではなく、移動の危険性や困難性が解消された後を想定しております。この際の避難誘導は配備職員のみで行うものではなく、避難者も協力しながら行うこととなります。

なお、毎年のように日本各地で発生している豪雨災害に対する避難対策を検討する中では、早期避難所のあり方につきましては、洪水浸水想定区域外の施設も含め、現在進めております令和元年台風第19号の検証結果を踏まえ、改めて検討する必要があると考えております。

また、令和元年9月に、相模川の大規模氾濫のおそれがある場合、相模川の洪水浸水想定区域にお住まいの方は、浸水のおそれのない地域の親戚や友人宅、または浸水しない市東部の避難所への避難を呼びかけるチラシを、市民の皆様へ配布させていただきました。

台風第19号の対応では、結果として城山ダムの緊急放流により相模川の水位上昇のおそれが高まり、相模川の洪水浸水想定区域に対し、避難指示を発令しておりますが、12日土曜日朝の段階で発表されていた総雨量や雨の降り方からは、小出川や千の川の氾濫の危険性の方が高い状況であったため、12日朝には小出川・千の川の洪水浸水想定区域等に対し避難勧告を発令いたしました。

市といたしましては、より安全な避難行動としては、洪水浸水想定区域の外に避難する、いわゆる「立ち退き避難」を原則と考えてはおりますが、浸水区域内の避難所であっても、上の階への「垂直避難」であれば避難場所として有効であるため、浸水想定区域内の避難所も開設することといたしました。

(意見14)

修正素案新旧対照表5p 修正案に「多様な」という語句を加え、二次避難所にハマミーナを加えられたことは評価できると思います。台風19号で把握されていなく、避難場所として適当と思われる避難場所として中心市街地のホテル、立体駐車場、大規模商業施設、温泉等の民間施設にも、毛布等を備蓄してもらい、水のローリング・ストックをお願いしてください。★市内の5公民館にも災害備品を備蓄し、大規模災害に備えてください。

(市の考え方)

市では、大雨や台風の接近等が予測される場合に、自主的に事前の避難を希望される方を受け入れるため、公民館等の市内8カ所の施設を早期避難所として開設しておりますが、令和元年7月より、市南西部にございます「ハマミーナ」という市の複合施設

を新たに早期避難所としたため、今回の修正素案にも反映いたしました。早期避難所では、避難者を受け入れるため、水・食料・毛布等の備蓄をしており、災害対策地区防災拠点として避難者を受け入れる公立小中学校の他、二次避難所として協定を締結する民間施設でも管理者の協力のもと、同種の備蓄をしております。

また、今後も企業等との協定締結を推進し、多様な避難施設の確保に努めるとともに、施設の状況に応じ、必要な防災物資の備蓄に努めてまいります。

(意見15)

台風19号は常態化する豪雨に思えさいわい茅ヶ崎市には県内外(近隣市に比べ)被害は少なかったように思えるがこれを教訓に対策強化を望む

イ それは、広域豪雨が地域に関係なく常態化し、風雨が強まったのも深夜で逃げ遅れた人もいたのではと思う

ロ またハード整備もとより、大雨特別警報が発表された後に避難指示した自治体もあるとか、情報伝達が適切に望む

ハ 浸水地帯で高齢施設病院が孤立するケース多々あったと思う

ニ 日頃のハザードマップ啓発と望む。それは確認した時自治体につながらなかったり。つながっても分かりにくかったとの声をきく

(意見16)

住民も避難に決断に迷いがあることもあるのでは?ハザードマップの啓発活用で更なる周知で被害は軽減できると思う

(市の考え方)

災害時により安全な避難行動をとるためには、対象とする災害の特徴に合わせて行動する必要があります。

そのため、市では市民まなび講座やハザードマップ等、様々な機会や手段を活用し、災害の種別に応じて求められる避難行動の周知を図るとともに、特に水害に対しては、防災気象情報から住民等が自ら判断し、適切に行動できるよう、いつ、何をすべきか等について時系列で整理する「マイ・タイムライン」の作成の促進に努めております。

避難勧告等の避難情報につきましては、各市町村が地域内の洪水や土砂災害の危険性を踏まえて発令することとなっており、域内を流れる河川の規模やその河川に降雨が流入する範囲とその範囲に対する降雨予測、急傾斜地の状況や避難の困難な時間帯なども考慮しながら発令いたします。

避難勧告等の避難情報の発令にあたりましては、防災行政用無線をはじめ、緊急速報メール、ホームページ、メール配信システム、ツイッターなど、複数の手段を用いて発信しています。

また、洪水浸水想定区域内にある、高齢者や障害者等の要配慮者が利用する施設につきましては、災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、水防法により、避難確保

計画の作成や訓練の実施が義務付けられています。そのため、市では対象となる施設に対し、庁内関係課で連携し、避難確保計画の策定の支援に取り組んでいます。

(意見17)

台風15号では、横須賀、葉山、鎌倉でも1.7万軒の停電とか
イ 臨時の避難所(休憩所)を作ったり市職員を派遣し給水や充電をしたとか
ロ また土砂の崩れ倒木のため県は自衛隊に災害派遣要請したとか
ハ 他自治体では自衛隊災害派遣要請が遅れたところもあったとか適切に行なってほしい

(市の考え方)

市では、令和元年台風第15号の際には、自主的な避難者を受け入れるため、早期避難所を9施設開設し、合計57名の方を受け入れました。

また、同台風第19号の際には、民間施設を含め38か所の避難所を開設し、避難者の受け入れを行うとともに、相模川の氾濫に備え、事前に自衛隊にも連絡をとり、氾濫が発生した際に迅速に対応できるよう体制を整えておりました。

自衛隊は、災害時に生命・財産の保護のため必要があると認められる場合に、県知事等の要請に基づき派遣され、様々な災害派遣活動を行います。今後におきましても、大規模災害発生時には、自衛隊派遣の必要性を総合的に判断して適切な派遣要請を行ってまいります。

(意見18)

先にも書いたが本宮市も丸森町も避難指示(町や市)が遅れたことそして「経験則で自宅に」とか「大丈夫だろう」とか自治体も町市民も思っていたことがあるとか。水位計を設置するとか啓発も必要では

(市の考え方)

相模川、小出川、千の川には、各河川管理者等により、水位計が設置されており、各機関のホームページでは水位の変化をグラフ等で確認することができるほか、それぞれの河川にはライブカメラも設置されています。

市では、こうした情報を自主的な避難行動に役立てていただくため、市ホームページの防災情報サイトで水位計やライブカメラの設置地点を市域の地図上に配置することで、河川の情報を収集しやすくしています。

(意見19)

またマップに基づき住民への無料通信アプリ「LINE(ライン)」で河川の水位を通知した自治体もあったとか 茅ヶ崎市はどうなのか

(市の考え方)

市では多様な情報伝達手段を活用し、防災情報を発信しておりますが、災害時の情報発信をさらに充実させる手段のひとつとして、LINEを活用した防災情報の伝達について検討してまいります。

(意見20)

城山ダム緊急放流で県に県市・町長会が正確な情報提供や堤防整備など求める緊急用望書を連名で提出したそうですが、放流時間二転三転・水位●測●とかあったそうですが その時の対応当市はどうしたのですか。そのようなことあってはいけないがこのような時に対応。この時の対応当市としてどうだったのですか。防災計画素案ではどうなっているのか

(市の考え方)

令和元年台風第19号への対応につきましては、市では、10月12日15時過ぎに、17時より城山ダムで緊急放流を行う旨の連絡を受け、今後の雨量予測や日没までの時間等を考慮し、同日15時40分に相模川の浸水想定区域にお住まいの方を対象に警戒レベル4避難指示（緊急）を発令しました。すでに市では、同日朝6時に小出川や千の川の氾濫や土砂災害の危険性がある地域にお住まいの方に避難勧告を発令し避難を促しておりましたが、これに加え、さらに相模川の水位上昇の危険性が高まったため、重ねて避難を促すため避難指示（緊急）を発令しました。

その後、16時過ぎにダム管理者よりダムの貯水量やその後の降雨量等を考慮して緊急放流を延期する旨の連絡がありましたが、21時頃、再度ダム管理者より緊急放流する旨の連絡が入ったため、市では、改めて避難行動を促すため、21時30分頃に、城山ダムの緊急放流による相模川の水位上昇に伴う避難の呼びかけを防災行政用無線等で行いました。

市地域防災計画では、大雨等の際には、水位計やライブカメラからの河川水位等の情報や、雨量情報、流域雨量指数等の情報を監視するとともに、横浜地方気象台や国土交通省京浜河川事務所、神奈川県等に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求め、河川氾濫のおそれが高まった場合には、避難勧告等の避難情報を多様な伝達手段を活用し、発信することとしております。

(意見21)

p 2 (同上) 2 「防災と福祉」の連携

今10月の台風19、20号等「在宅避難者」（動けぬ高齢被災者）行政把握進でなくよって健康見守りも課題になっているとか、茅ヶ崎市は現状及び当パブコメ素案ではどうなっているのでしょうか

(市の考え方)

平成30年7月豪雨では、洪水により高齢者の方が在宅で多く被災しました。このような状況に対し、防災と福祉が連携し、高齢者の避難行動に対する理解を促進することが必要であるとの国の報告を受け、日頃、高齢者の生活支援等を行っている福祉関係者と連携し、災害時の避難行動の理解促進に取り組むことを、計画の修正素案に追加しました。

在宅避難者の健康把握につきまして、本計画では、保健師による災害時の保健活動として、避難所における避難者の健康相談及び健康管理とあわせて、在宅避難者宅への訪問による健康相談及び健康管理、在宅生活の衛生状態の確認及び環境調整を行うこととしています。

■パブリックコメントに関する意見（4件）

(意見22)

当パブコメの（意見募集）説明会実施して欲しいです。市の方針（説明会実施）だと思います。

(意見23)

同期実施の「茅ヶ崎市教育大綱（素案）」については7ヶ所で実施しています。それでも不十分とは思っています。

(意見24)

説明会を実施すれば内容が更に理解が深まると思うだけでなく当パブコメの啓発（PR）にもなると思う。

(市の考え方)

今回の修正素案につきましては、計画の全体見直しではなく、近年の災害事例を踏まえた既存の計画の部分修正となっています。修正内容についてもすでに取り組を進めているものが多く、説明会は実施してはおりませんが、パブリックコメント手続の実施に先立ち、防災訓練や市民まなび講座等、様々な機会を捉えて周知を図っている内容となっています。

また、市ホームページに「茅ヶ崎市地域防災計画の修正」というページを設け、計画修正の考え方や修正の検討に用いた資料を掲載しております。そのため、説明会を行わず、関係資料の配布、閲覧により実施させていただきました。

(意見25)

平均パブコメの応募者は非常に少ないのでPR等を十分に応募者増の工夫をして欲しいです。

(市の考え方)

より多くの市民の皆さまに知っていただけるよう、実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示、メール配信サービスに加え、市役所内デジタルサイネージの活用、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせて実施するなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。

■その他の意見（4件）